

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回して、放置車両の確認や確認標章の取り付けなどの仕事を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません）。
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線・地域・時間帯を重点に巡回して放置車両の確認等を実施する。
ただし、地域行事・祭礼及び催事などの期間中には、必要に応じて警察署長の指示により、その他の場所・時間帯においても活動することとする。

◎ 最重点路線

路線（区間）	重点時間帯
J R 呉駅南側市道及びその周辺	午前8時～午後10時

◎ 重点路線

路線（区間）	重点時間帯
国道31号，185号（海岸1丁目交差点～三条3丁目交差点～本通1丁目交差点～本通5丁目すこやかセンターくれ前交差点の間）及びその周辺	午前8時～午後10時
蔵本通り（中央1丁目亀山橋西詰交差点～本通5丁目すこやかセンターくれ前交差点の間）及びその周辺	
今西通り（西中央1丁目呉駅公園前交差点～本通6丁目交差点の間）及びその周辺	
センター通り（中通3丁目五月橋東詰交差点～本通2丁目交番前交差点の間）及びその周辺	

重点路線

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
《J R 呉駅，宝町，レンガ通り，中通周辺》 宝町，中通1丁目～4丁目，本通1丁目～4丁目及びその周辺	午前8時～午後10時

◎ 重点地域

地域	重点時間帯
三条1丁目～4丁目，海岸1・2丁目，築地町及びその周辺	午前8時～午後10時
西中央1丁目～5丁目，西片山町，東片山町，二河町及びその周辺	
中央1丁目～6丁目，東中央1丁目，本通5丁目及びその周辺	
幸町1番～6番，清水1丁目，八幡町，本町1・2番・16～22番及びその周辺	

重点地域